

令和 2 年第 1 回臨時議会議案質疑議事録抜粋 (令和 2 年 4 月 30 日)

中津市議会議員 大塚 正 俊

議題 47 号 令和 2 年度中津市一般会計補正予算(第 1 号)

ページ	質疑内容	答 弁
13-14	商業振興費（商業振興事業費）「家賃補助事業」の内容は、	<ul style="list-style-type: none"> ・この事業は、新型コロナウイルス感染拡大により影響を受け、営業を自粛するなど売上が減少する中、事業活動の継続に取り組まれている市内の中小企業者等に対し、家賃を補助する事業です。
	補助対象者は、	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象者は、中津市内に本社、本店その他事業拠点、事業所を有し、事業を営んでいる中小企業者等のうち、原則として、令和 2 年 4 月から 6 月の期間のいずれかのひと月が前年同月比で 30%以上の売上高の減少がある方を対象としています。
	中小企業者等とは、	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者等とは、中小企業基本法で定められた中小企業者としています。 この法では、中小企業者の範囲は、 ・製造業、建設業、運輸業では資本金が 3 億円以下または、従業員が 300 人以下です。 ・卸売業では、資本金が 1 億円以下または、従業員が 100 人以下です。 ・サービス業では、資本金が 5 千万円以下または、従業員が 100 人以下です。 ・小売業では、資本金が 5 千万円以下または、従業員が 50 人以下です。
	補助対象者の市内居住要件は、	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に居住していることは必要ではなく、市内で事業を営んでいることを要件としています。
	休業中の事業者の数と補助対象者数の見込みとその根拠は、	<ul style="list-style-type: none"> ・休業中の事業者の数は、相当な数が存在すると承知していますが、正確な数は把握しておりません。 ・補助対象者数の見込みは、平成 26 年度の経済センサス基礎調査による市内 4,354 事業者を元に、中小企業団体が県内中小企業を対象に行ったアンケート結果において、令和 2 年 3 月の売上が前年と比較して 30%以上減少した事業者の割合を乗じ、補助対象者数を 1,000 件と見込みました。

1 店舗当たりか1 事業者当たりか、 申請に必要な書類は、	・補助の上限は、1 事業者当たり最大1 5 万円です。
売上げ3 0 %以上減少の対象期間とそれを証明する書類や様式は、	・申請に必要な書類は、補助金交付申請書に、次の4 つの書類を添付して提出していただきます。 ・1 つ目は、市内で事業を営んでいることが確認できる書類、2 つ目は、前年との売上高の減少率が確認できる書類、3 つ目は、賃貸借の内容が確認できる書類、4 つ目は、令和2 年4 月から6 月分の家賃を支払ったことが確認できる書類です。 以上の書類で補助対象要件を確認します。
前年比などが比較できない開業間もない事業者への対応は、	・前年比などが比較できない開業間もない事業者については、国のセーフティネット補償の認定が、創業後3 か月以上を対象としているため、この認定方法を準用するなど、柔軟な対応を取りたいと考えています。
8 割・上限5 万円の設定根拠は、	・この事業は、緊急かつ重要であるため、8 割補助としました。 ・上限5 万円の設定根拠は、それぞれの面積や立地にもよっても異なりますが、おおむね市内の家賃相場や地価公示価格、他市の交付要件等も合わせ総合的に判断し、設定しました。
市内店舗等の平均家賃は、	・市内店舗の平均家賃は、公表された統計資料が無いため、正確な額は把握できず、回答できません。
②緊急事態宣言が長期化した場合の3 か月分の延長は、	・情勢等を十分見極めながら検討していきたいと考えています。
申請受付開始日は、	・申請受付開始日は、今後、申請に必要な書類などを、市HPや市報回覧で幅広く市民にお知らせしますので、最短で5 月中旬からの受付開始を予定しています。
申請書の受理から何日後に振り込みか、	・受理から振り込みまでは、申請に必要な書類が全て整っている場合で、最短2 週間での振り込みを見込んでいます。
臨時受付窓口の設置は、	・新型コロナウイルスの感染防止対策として、原則、郵送提出としますが、臨時受付窓口を設置し、きめ細やかな受付体制を図っていきたいと考えています。
自家所有物件の店舗に対する支援策は、	・自家所有物件の店舗に対する支援策については、まずは、国、県の制度・支援メニューを活用して頂

	きたいと思います。
別途営業自粛している店舗等への支援は考えているのか	・営業自粛している店舗等への支援については、まずは、国、県の制度・支援メニューを活用して頂きたいと思います
レンタルオフィス、プレハブの賃料も対象となるのか	・中津市内で事業を営むために必要なレンタルオフィス、プレハブであれば、その分の家賃は補助対象となります。
記者会見資料の対象期間4～6月分とは？ 4～6月分の賃料か、4～6月分に支払った賃料か	・補助対象となる対象期間は、4～6月分として支払った家賃です。
補助金の実績報告書や請求書に添付する書類は、	・実績報告書は、手続の煩雑さを考慮し、申請書と実績報告書を一度で提出できるようにしています。そのため、先ほど答弁いたしましたように、申請書と同じ添付資料となります。 ・なお、請求書の添付資料は振込先口座の分かるものとして、補助対象者名義の通帳の写しです。
家賃が62,500円で8割の満額の5万円。家賃が10万円の場合は補助金が5万円となり、実質的には50%の補助となる。家賃の実態（日之出町商店街10万円前後）との差がありすぎではないですか、	・賃貸物件のそれぞれの面積や立地にも異なりますが、おおむね市内の家賃相場や地価公示価格、他市の交付要件等を総合的に判断し、一か月の補助上限を5万円と設定したところです。
③補助金の支払いは、家賃を支払った後に請求して振り込まれることになるが、3か月分を一括ではなく、分割で請求することは可能か	・申請者の手続きに関する負担軽減と簡素化の面から、3か月分をまとめて申請いただくことを予定しています。今回の補助金は、4～6月分の支払い済みの家賃を対象としています。 契約の内容にもよりますが、賃貸借契約では、前払い方式が一般的と考えており、申請受付を開始する5月中旬～下旬には対象月分の支払いが終わっていることを想定しています。 後払い方式の事業者については、5～7月に支払うことを想定しているため、受付期間を8月末日までとする予定です。

	<p>県下の賃料に対する補助金額や事務所の賃料の実態を踏まえると、補助上限の5万円は低くすぎる。最低でも大分市並みの8万円（共益費含む）という声を聞く。</p> <p>そこで、議案配付後に明らかとなった県下の状況を踏まえ補助上限を5万円から8万円へと引き上げるなどの検討について、お聞きします。</p>	<p>・賃料補助金につきましては、現在県下18市町村中、中津市を含め6市が補助金を交付することとしています。</p> <p>各市との比較については、それぞれの市の規模や産業構造等も異なりますし、また補助率や上限額、対象期間、対象となる業種や事業所規模等、条件がそれぞれ違いますので、一概に比較できないと考えます。</p> <p>中津市では、他市の状況も当然、参考にしながら、緊急に支援が必要な分として、総合的に判断して今回の補正に計上しておりますので、ご理解いただきたいと思います。</p>
	<p>自家所有物件の店舗に対する市の支援策は検討されていないとのことですが、駅周辺の店舗では固定資産税を40万円前後収めており、何らかの支援をとの要望を聞いています。</p> <p>自家所有の店舗について、制度を設けている市の状況も踏まえ、固定資産税の80%（上限24万円）を支援する等の制度の追加の検討について伺います。</p>	<p>・固定資産税分の支援については、現在、国においても様々な検討がされており、令和3年度の固定資産税等の減免制度に関する関係法案の提案もされている状況です。</p> <p>今後の国の動向を注視し、まずは、国・県の制度・支援メニューを活用していただきたいと思います。</p>
13-14	<p>金融対策費（金融対策事業費）利子補給事業の内容と利子補給の適用条件、</p> <p>申請方法や具体的な手続き、</p>	<p>・大分県の「新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金特別融資（融資利率：年利1.3%）」により借り入れを行った中小企業者等に対して、利子補給を行うことで資金繰りを支援します。</p> <p>・適用の条件は、県の特別融資を借り入れた中小企業者等のうち、以下の要件としまして</p> <p>①中津市内で事業を営んでいること。</p> <p>②市税の滞納がないこと。</p> <p>③申込みを行う対象となる融資について、他の利子補給措置を受けていないこと。を満たす方としています。</p> <p>・申請方法は、新型コロナウイルス感染防止対策として、原則、郵送にて受付を行います。郵送によ</p>

	<p>ることができない場合などについては、臨時に窓口を作って対応する予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な手続きについては、 <p>①交付申込（融資実行日から30日以内）は、申込書に必要書類を添えて申込を行う。</p> <p>②市で認定。</p> <p>③交付申請（12月までに支払ったものを翌年1月中に申請）</p> <p>④支払（年度内に利子相当額を支払い）という流れになっています。</p>
<p>想定の特個人事業主数及び中小企業数、</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県の特別融資を受けるにあたり、セーフティネット及び危機関連保証の認定をうけることで、保証料が無料になることから、その認定数を基礎として見込みをたてています。 <p>3月初めから4月初めまでの1か月間で認定数が60件でしたので、県の特別融資の取扱期間である6ヶ月を乗じて360件としています。</p>
<p>②利子の補給時期は（融資時に一括払いか、毎月の返済時か、半年、1年毎か返還終了後（3年後）か）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年1～12月に支払った分を翌年1月中に申請し、年度内に支払う予定です。
<p>③利子補給の請求時期をできるだけ短くしてほしいという声を聞くが、事業者の希望により、毎月返済後や3か月、半年毎に請求はできないのか、</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国等においても各種の補助や助成措置があり、様々な手続きが要求される中で、少しでも手続きの簡素化を図ることが必要と考えています。 一方で、金融機関に利子を支払った実績に基づいて支払う必要があります。 ただし、手元の資金が必要な事業者に3年間まとめて支払うというのは非常に厳しいと考えており、1年間の実績をもってその年度中に支払う予定としています。
<p>15-16 災害対策費（防災事業費）の購入する備蓄品の内容及び現在の在庫数、納期は）</p>	<p>まず、購入する備蓄品の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サージカルマスク 86,000枚 ・防護服セット 300組 ・消毒液 300L <p>となっています。</p> <p>いずれも、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、既存の備蓄品から消費したものの補充及び当面の使用見込みにより算出しています。</p> <p>次に現在の在庫数は、令和2年4月28日現在で、</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・サージカルマスク 116,500枚 ・防護服セット 688組 ・消毒液 54L <p>となっています。</p> <p>次に納期について、購入は2回に分けて実施したいと考えています。</p> <p>まず、既決予算より緊急に補充が必要なものとして、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サージカルマスク 30,000枚 ・防護服セット 100組 <p>を6月上旬を納期として執行の準備を進めています。</p> <p>残りの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サージカルマスク 56,000枚 ・防護服セット 200組 ・消毒液 300L <p>は、大分県の補助金交付決定を受けての執行となるため、現段階での納期は未定ですが、早期購入に向けて準備を進めて参りたいと考えます。</p>
--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------